

第 25 回「岩科診療所設置事業について」

診療所設置事業については、いろいろな報道がされていますが、誤解のないよう実態などについて説明いたします。

診療所の設置は、町の総合計画に記載されている事業で、通常の手順としては、①実施設計などの予算措置、②設置および管理条例の制定、③指定管理者の選定が基本となります。議会に事業概要を説明したところ、「管理者を公募しても応募があるのか」、「赤字の場合の町の負担額は」、「収支計画を知りたい」など、通常の手順を踏んでいては対応できない質問や要望がありました。

これに対応するには、応募予定者が算定する収支見込みなどの把握が必要であるため、自治法の精通者とも協議し、指定管理者公募を並行して行えるよう配慮しながら、設置および管理条例の内容を整備しました。

また、このような手順を踏むことを議会にも報告しましたが、一部の新聞記者が、「原則を逸脱した手順」、「専門医不足」、「現状は医師不足ではない」、「財源の穴埋めが不透明」など、診療所誘致に問題が含まれているような報道をしました。

これらの報道は、事業の背景や経緯、そして町の医療環境などの把握が不十分なもので、特に財政的な検討がされていないような印象を与えることは、町政の混乱を招く要因にもつながります。

公募した結果、過疎地域の医療に実績がある公益社団法人地域医療振興協会が運営することとなりましたが、どうか一部の報道に惑わされることなく、事業の進捗を見守っていただきたいと思います。